（第 181 回　定時株主総会招集通知添付書類）

第181期　報　告　書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

事　業　報　告

連　結　計　算　書　類

計　算　書　類

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

会計監査人監査報告書謄本

監査役会監査報告書謄本

品川リフラクトリーズ株式会社

東京都千代田区大手町二丁目２番１号

事　業　報　告

（平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで）

1．企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及び成果

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

当期における我が国経済は、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動による個人消費の落ち込みはいまだ回復には至らず、期後半には自動車業界を中心として業績が伸び悩む局面がありましたが、円安を背景とした輸出関連産業の業績回復は着実に進んでおり、株式市場においても日経平均株価が年初より大幅に上昇するなど、緩やかな回復基調の中で推移しました。

耐火物業界の最大の需要先である鉄鋼業界におきましては、住宅や自動車向けの回復の遅れから下期の粗鋼生産が前年対比で減少したものの、通期の粗鋼生産はほぼ前年並みの1億985万トンとなりました。

当社グループを取り巻く経営環境につきましては、国内粗鋼生産が高水準にあり需要は堅調であるものの、円安による原材料価格の高騰が収益を下押しする厳しい状況が続きました。

このような状況の中、当社グループは世界トップクラスの総合耐火物メーカーとしての地位の維持・向上に向け確実な収益確保と更なる成長を目指しており、当期においては平成21年10月の経営統合以来進めてまいりました最適生産体制確立の仕上げとして4月より当社の生産部門を湯本・赤穂・岡山の3工場体制から、東日本・西日本の2工場体制に再編しました。生産集約の効果を最大限に発揮すると同時に、間接部門を含めた組織のスリム化と業務の効率化を図り、業績の向上に大きく寄与しました。

当期の連結成績につきましては、堅調な国内需要と北米市場の回復による海外子会社の売上増加により売上高は1,001億88百万円と前期に比べ33億12百万円（3.4％）の増加となりました。損益面では、原材料価格の高騰による収益圧迫要因がありましたが、コストダウンと売上増加により、営業利益は48億95百万円と前期に比べ9億60百万円（24.4％）、経常利益は52億15百万円と前期に比べ10億55百万円（25.4％）、当期純利益は30億98百万円と前期に比べ8億74百万円（39.3％）のそれぞれ増益となりました。

次にセグメントの概況をご報告申し上げます。

＜耐火物及び関連製品＞

耐火物及び関連製品事業につきましては、期後半にかけての停滞があったものの国内需要は比較的堅調に推移し、米国を中心とした北米市場の回復もあり、当期の売上高は748億33百万円と27億7百万円（3.8％）の増収となりました。

＜エンジニアリング＞

エンジニアリング事業につきましては、熱風炉改修工事、コークス炉補修工事の増加によって当期の売上高は228億85百万円と6億33百万円（2.8％）の増収となりました。

＜不動産・レジャー等＞

不動産・レジャー等事業につきましては、当期の売上高は24億70百万円と28百万円（1.1％）の減収となりました。

セグメント	売上高（百万円）			
	前期（平成26年3月期）	構成比	当期（平成27年3月期）	構成比
耐火物及び関連製品	72,125	74.4%	74,833	74.7%
エンジニアリング	22,251	23.0	22,885	22.8
不動産・レジャー等	2,498	2.6	2,470	2.5
合計	96,875	100.0	100,188	100.0

（2）設備投資の状況

当社グループが当期において実施いたしました設備投資の総額は、19億28百万円であります。

その主なものは次の通りです。

当社　東日本工場湯本製造部　連続鋳造用耐火物製造設備　220百万円

（３）対処すべき課題

今後の経済状況につきましては、国内においては雇用環境の改善が続く中、賃上げも追い風となり個人消費が堅調に推移すると見込まれます。一方海外においては米国の利上げ、欧州のギリシャ問題、ウクライナ情勢、中国の景気の減速等、先行きに多くの懸念材料が存在しております。

当社グループにおきましては、国内粗鋼生産量が高水準で推移しているものの、円安による原材料調達価格の上昇に加え、国内市場及び海外市場における同業他社との競争も激しさを増し、厳しい状況が続くと想定されます。

こうした環境の中、当社グループは、収益圧迫要因である輸入原料価格の上昇に対応するため、生産部門・販売部門・技術部門の連携により聖域のないコストダウンと拡販活動に取り組んでまいります。また、当社グループが持続的成長を果たすためには、中・長期的な視点での競争力の確保が必須であることから、次の四つを重点課題として推進してまいります。

①国内生産基盤の整備

昨年発足した品種別戦略委員会において、マグネシア・カーボンれんが、スライドバルブ耐火物等の戦略５品種を中心とした販売戦略、設備投資戦略及び収益向上対策を立案し、製品の安定供給と将来に向けた競争力向上を目的に、最新鋭設備の導入を中心とした設備投資計画を実行します。

②人材の確保と育成

当社グループが競争を勝ち抜き、発展・存続していくためには、創造性・チャレンジ精神に富んだ人材の確保と同時に、たゆまず受け継がれてきた技術力・現場力の伝承が必要となります。そのために一人ひとりの実力を底上げするよう研修体制を整備・継続するとともに、安定的な採用、人材ソースの多様化、柔軟な人材配置等の諸施策にも取り組みます。

③技術力の強化と拡販

お客様に当社グループの製品をご使用いただくためには、商品の魅力、品質に対する安心感等の顧客満足度を向上することが重要であることから、開発力の強化によって高機能製品を市場に投入するとともに、これまで以上にお客様の声に耳を傾け、より良いサービスを目指します。

④安全活動とコンプライアンスの強化

安全活動においては、「設備と作業の本質安全化」を徹底するとともに、「５Ｓ」の全職場への展開によって、全員参加で安全・快適で効率的な職場づくりを目指します。コンプライアンスにおいては、グループ全体としてレベルの維持･改善に努め、着実に意識の向上を図ります。

今後も引き続き、株主の皆様のご期待に応えるべくグループ一丸となって邁進する所存であります。

（4）企業集団の財産及び損益の状況の推移

区　分	第178期 (平成24年3月期)	第179期 (平成25年3月期)	第180期 (平成26年3月期)	第181期 (平成27年3月期) (当　期)
売上高（百万円）	103,038	99,204	96,875	100,188
経常利益（百万円）	5,864	5,154	4,160	5,215
当期純利益（百万円）	1,998	2,576	2,224	3,098
1株当たり当期純利益（円）	21.20	27.33	23.59	32.87
純資産（百万円）	38,608	42,847	45,257	51,042
総資産（百万円）	106,489	106,681	106,869	109,841
1株当たり純資産額（円）	362.23	402.73	422.49	478.95

（5）企業集団の主要な事業内容

セグメント	事業内容
耐火物及び関連製品	定形耐火物、不定形耐火物、モールドパウダー、焼石灰、化成品、耐火断熱煉瓦、セラミックファイバー及びファインセラミックス等の製造販売
エンジニアリング	高炉・転炉・焼却炉等の築炉工事、工業窯炉の設計・施工等
不動産・レジャー等	不動産賃貸、ゴルフ場・スーパー銭湯の経営等

（6）企業集団の主要な営業所及び工場

①当社

本　　社　：　東京都千代田区
営業所･事業所　：　鹿嶋、千葉、川崎、大阪、神戸、加古川、姫路、倉敷、福山
工　　場　：　いわき、鉾田、赤穂、備前、倉敷

②重要な子会社

イソライト工業㈱　：　大阪、愛知、石川
㈱セラテクノ　：　兵庫、岡山
品川ファインセラミックス㈱　：　岡山、神奈川
瀋陽品川冶金材料有限公司　：　中国
シナガワ リフラクトリーズ オーストラレイシア Pty. Ltd.　：　オーストラリア
大石橋市品川栄源連鋳耐火材料有限公司　：　中国
シナガワアドバンストマテリアルズアメリカズInc.　：　米国
遼寧品川和豊冶金材料有限公司　：　中国

（7）企業集団の従業員の状況

セグメント	従業員数	前期末比増減
耐火物及び関連製品	2,108名	24名減少
エンジニアリング	533名	9名増加
不動産・レジャー等	53名	7名減少
全社（共通）	57名	5名増加
合　計	2,751名	17名減少

（注）当社の従業員数は1,080名（前期末比17名増）であります。
なお、従業員数には出向者を含んでおりません。

（8）主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	5,467百万円
三井住友信託銀行株式会社	4,113
株式会社みずほ銀行	3,264
株式会社七十七銀行	1,650

（9）重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
イソライト工業株式会社	百万円 3,196	% 54.9	耐火断熱煉瓦・セラミックファイバーの製造・販売
株式会社セラテクノ	440	51.0	耐火物・焼石灰の製造・販売
品川ファインセラミックス株式会社	100	100.0	ファインセラミックスの製造・販売
瀋陽品川冶金材料有限公司	百万人民元 44	100.0	連続鋳造用モールドパウダーの製造・販売
シナガワ リフラクトリーズ オーストラレイシア Pty. Ltd.	百万豪ドル 22	100.0	耐火物の製造・販売
大石橋市品川栄源連鋳耐火材料有限公司	百万人民元 48	67.0	連続鋳造用耐火物の製造・販売
シナガワ アドバンスト マテリアルズ アメリカズ Inc.	千米ドル 300	100.0	連続鋳造用モールドパウダーの製造・販売
遼寧品川和豊冶金材料有限公司	百万人民元 28	66.7	連続鋳造用モールドパウダーの製造・販売

2．会社の株式に関する事項

（１）発行可能株式総数　377,000,000 株
（２）発行済株式の総数　94,293,663 株
（３）当事業年度末の株主数　4,848 名
（４）上位 10 名の株主

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
ＪＦＥスチール株式会社	31,810	33.7
株式会社神戸製鋼所	3,525	3.7
三井住友信託銀行株式会社	3,268	3.5
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,659	2.8
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,405	2.6
富国生命保険相互会社	2,000	2.1
シービーエヌワイ　ガバメント　オブ　ノルウェー	1,796	1.9
株式会社みずほ銀行	1,705	1.8
株式会社三井住友銀行	1,500	1.6
日本生命保険相互会社	1,412	1.5

（注）持株比率は自己株式（15 千株）を控除して計算しております。

3．新株予約権に関する事項

該当する事項はございません。

４．会社役員に関する事項

（１）取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	相　川　　貢	ＣＥＯ
取締役常務執行役員	吉　野　良　一	第１営業部・第２営業部担当
取締役常務執行役員	白　山　　章	築炉事業部担当 エンジニアリング部担当補佐
取締役常務執行役員	野　村　　修	技術研究所・技術部・エンジニアリング部担当
取締役常務執行役員	太　田　隆　明	管理部門・国内関係会社担当
取締役常務執行役員	飯　田　栄　司	生産部門・原料資材部・安全環境部担当 西日本工場長
取締役常務執行役員	金　重　利　彦	第３営業部・第４営業部・鹿島工事部担当 第４営業部長
常勤監査役	小　山　恵一郎	イソライト工業株式会社社外監査役
常勤監査役	箱　根　直　意	
監　査　役	豊　泉　貫太郎	日本生命保険相互会社社外監査役
監　査　役	佐　藤　正　典	全国農業協同組合中央会理事・監査委員長 タカタ株式会社社外監査役

（注）1. 監査役豊泉貫太郎、佐藤正典の両氏は、社外監査役であります。
2. 監査役豊泉貫太郎氏は、弁護士として会社法はもとより企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
監査役佐藤正典氏は、公認会計士の資格を有しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 社外監査役豊泉貫太郎、佐藤正典の両氏は、金融商品取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。
4. 当社は、執行役員制度を採用しており、相川　貢、吉野良一、白山　章、野村　修、太田隆明、飯田栄司、金重利彦の各氏が執行役員を兼務しております。
5. 当期中の取締役及び監査役の異動は、次の通りであります。
平成26年6月27日開催の第180回定時株主総会終結の時をもって、取締役児島眞太郎、取締役倉科幸信の両氏が退任いたしました。
6. 当社は、当社の事業に精通する取締役が一丸となって経営に当たることが経営の適正と効率性を高めるために効果的であると考えており、社外取締役の選任は行っておりませんでした。一方、当社といたしましても、経営への監督を強化するための社外取締役の選任の有効性に関する近時の議論を踏まえ、社外取締役の候補者の選定を行っておりました。このたび、当社の社外取締役に相応しい方を候補者とすることができましたので、平成27年6月26日開催予定の第181回定時株主総会に社外取締役の選任議案を上程することといたしました。

（2）当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額及び員数

区　　分	員　　数	支給額	摘　　要
取　締　役	人 9	百万円 197	
監　査　役	4	54	うち社外2名16百万円
合　　計	13	252	

（注）1. 使用人兼務取締役の使用人分給与相当額の総額は37百万円であり、上記支給額には含まれておりません。
2. 当事業年度の役員退職慰労引当金繰入額として費用処理した総額は54百万円（取締役9名に対し45百万円、監査役4名に対して9百万円）であり、上記支給額に含まれております。

（３）社外役員に関する事項

①重要な兼職の状況並びに当該兼職先との関係

区　　分	氏　名	兼職先、兼職内容及び当該他の法人等との関係
監　査　役	豊　泉　貫太郎	日本生命保険相互会社社外監査役 日本生命保険相互会社は当社株式の 1.5％を所有しております。また、当社は同社との間に資金の借入等の取引関係があります。
監　査　役	佐　藤　正　典	全国農業協同組合中央会理事・監査委員長 当社と全国農業協同組合中央会との間には重要な取引その他の関係はありません。
		タカタ株式会社社外監査役 当社とタカタ株式会社との間には重要な取引その他の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

氏　名	主な活動状況
豊　泉　貫太郎	当事業年度開催した取締役会の 12 回中 11 回、監査役会の 12 回中 12 回に出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地に基づき、的確な発言を行なっております。
佐　藤　正　典	当事業年度開催した取締役会の 12 回中 10 回、監査役会の 12 回中 11 回に出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地に基づき、的確な発言を行なっております。

５．会計監査人に関する事項

（１）会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

（２）会計監査人に対する報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬

57 百万円

②当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

97 百万円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額にはそれらの合計額を記載しております。

（３）非監査業務の内容

該当事項はありません。

（４）会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(注)「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

６．業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社が「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」として取締役会で決議した事項は、次の通りであります。

（１）取締役、執行役員及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

①企業行動憲章を制定し、経営者が繰り返しその精神を当社及び子会社から成る企業集団の全従業員に伝えることにより、法令順守があらゆる企業活動の前提であることを周知徹底する。

②内部統制委員会を設置し、当社及び子会社各社のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括する。内部統制委員会は取締役、執行役員及び常勤監査役の内から構成し、事務局を設置する。

③内部統制委員会は、必要に応じて当社及び子会社のコンプライアンスの推進状況について監査する。

④内部統制委員会は、コンプライアンスの推進状況及び監査の結果を定期的に取締役会及び監査役会に報告する。

⑤法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行なう手段として、コンプライアンス・ホットラインを設置する。

（２）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、社内規則に則り、適切に文書または電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

（３）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①内部統制委員会は、当社及び子会社各社のリスクマネジメントの取り組みを横断的に統括する。

②内部統制委員会は、必要に応じて当社及び子会社のリスクマネジメントの推進状況について監査する。

③内部統制委員会は、リスクマネジメントの推進状況及び監査の結果を定期的に取締役会及び監査役会に報告する。

（４）取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務執行の効率化を図る。

①取締役、執行役員及び従業員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、この目的に基づく３事業年度を期間とする中期経営計画を策定する。

②取締役会は、中期経営計画を具体化するため部門ごとの毎期の業績目標と予算を設定する。

③各部門を担当する取締役または執行役員は、各部門が実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を構築する。

④管理部門担当取締役は月次の業績につき、ＩＴを積極的に活用したシステムにより迅速に管理会計としてデータ化し、担当取締役及び取締役会に報告する。

⑤取締役会は、毎月、この結果をレビューし、担当取締役に目標未達の要因の分析、その要因を排除・低減する改善策を報告させ、必要に応じて目標を修正する。

（５）当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①当社は、当社及び子会社から成る企業集団全体にわたる内部統制の構築を目指し、当社及び子会社各社間での内部統制に関する協議、情報の共用化、指示・要請の伝達等が効率的に行なわれるシステムを含む体制を構築する。

そのため、当社取締役、執行役員、事業所長及び子会社社長は、当社各部門及び子会社各社の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用に関する権限と責任を有する。

当社の内部統制委員会は、当社及び子会社の内部統制に関する監査を実施し、その結果を当社各部門及び子会社各社の責任者に報告するとともに、必要に応じて内部統制の改善策の指導、実施の支援･助言を行なう。

②当社は、子会社各社の一定の重要事項（損失の危険の管理に関する事項を含む）について、関係会社管理規程により当社の機関決定までの手順

を義務づけ、当社の取締役会規則等に定めた決定手続き等により、審議・決定し、また報告を受ける。

③関係会社担当取締役・執行役員は、関係会社管理規程に基づき当社のシステムに則った子会社各社のコンプライアンス及びリスクマネジメントの体制整備と、効果的且つ効率的な職務の執行に関して子会社社長に指示・助言を行なうとともに、子会社各社の推進状況を監督する。

④当社の内部監査室は、当社及び子会社各社の業務の有効性・効率性並びにコンプライアンス及びリスクマネジメントの実施状況について監査する。

（6）監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

①監査役が求めた場合の監査役の職務を補助する使用人は内部監査室員の内より選出し、同職務については監査役の指示に従うものとする。

②補助者の人事異動については監査役会の意見を尊重する。

（7）当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人は、必要に応じまたは監査役の要請に応じ、監査役に対して職務の執行状況を報告する。また、内部統制委員会は、監査役に対して当社及び子会社から成る企業集団全体に重大な影響を及ぼす事項、内部統制に関する監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインに関する状況を速やかに報告する。また、監査役が必要と判断した事項については取締役、執行役員及び使用人が速やかに報告する。

（8）監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制

当社は、コンプライアンス・ホットラインへの通報・相談者及び監査役への報告者については不利な取り扱いを受けないことを確保する。

（9）監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行に生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務執行に必要な費用について請求があった場合、特に不合理なものでなければ前払または償還に応じる。

（10）その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

監査役は、代表取締役社長、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することとしている。

（注）「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第6号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、平成27年4月24日開催の当社取締役会の決議により内容を一部改定しており、上記の基本方針は当該改定がなされた後のものです。なお、改正内容は、当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制及び監査に関する体制について、現状に即した見直し及び法令の改正に合わせて具体的かつ明確な表現へ変更したものであります。

7．株式会社の支配に関する基本方針

（1）基本方針の内容の概要

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、総合耐火物メーカーである当社の経営においては、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を構成する要素等への理解が不可欠です。これらを継続的に維持、向上させていくためには、当社グループの企業価値の源泉である、①伝統の中で蓄積された豊富なノウハウと技術開発力、②高品質の製品を開発し提供することを可能とする国内外の拠点、③永年の間に築き上げたお客様・お取引先との信頼関係、④地域との共生及び環境保全への取組み等を機軸とした中長期的な視野を持った経営的な取組みが必要不可欠であると考えております。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者によりこうした中長期的視点に立った施策が実行されない場合、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益や当社グループに関わる全てのステークホルダーの利益は毀損されることになる可能性があります。

大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうか等買付者による大規模な買付行為の是非を株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためは、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。

従いまして、買付者が大規模な買付行為を行う場合においては、一定のルールに従って、買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ当社取締役会又は株主総会が対抗措置発動の可否について決議を行った後にのみ当該買付行為を開始する必要があると考えております。

また、大規模な買付行為の中には、当該買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるものもないとはいえません。当社は、かかる大規模な買付行為に対して、当社取締役会が本対応方針に従って適切と考える方策をとることが、企業価値ひいては株主共同の利益を守るために必要であると考えております。

（2）当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成、その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社グループは、耐火物及び関連事業において競争を勝ち抜くために、拡販とその背景となる顧客満足度の向上を最重要課題に掲げ、営業・生産活動に励むとともに、更なるグローバル化を指向しグループとしての事業規模の拡大を追求しております。

また、経営統合以来進めてまいりました生産集約を完了し、国内の生産拠点を３工場体制から２工場体制に再編することでさらなる効率化を図り、コスト競争力の高い、強い生産体制を目指しております。

さらに、株主、お客様・お取引先、地域社会、社員等多くの関係者各位の期待・信頼に応えるべく、収益の拡大による経営基盤の強化を図る一方、社会の信頼を得られる企業であり続けようとする姿勢を徹底することで企業価値ひいては株主共同の利益の向上に努めております。

コーポレート・ガバナンスはそのための土台と考え、当社取締役会の活性化及び監査体制の充実をもって経営管理体制の強化を図っております。

（3）会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、平成26年５月８日開催の当社取締役会において、（1）で述べた会社支配に関する基本方針に照らし、「当社株式の大規模買付行為への対応方針」（以下「本対応方針」といいます。）として継続を決議し、平成26年６月27日開催の第180回定時株主総会に付議し、承認可決されました。

本対応方針は、当社株式等について、20％以上となる買付行為等が行われる場合に、①当該買付者が当社取締役会に当該買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、②当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ③当社取締役会又は株主総会が対抗措置の発動の可否について決議を行った後に当該買付行為を開始する、という大規模買付ルールの遵守を当該買付者に求める一方で、当該買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合又は当該買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、独立委員会への諮問を経たうえで、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとることがあります。

なお、本対応方針の有効期間は平成29年３月期の事業年度に関する定時株主総会終結の時までです。

本対応方針の詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.shinagawa.co.jp/news/index.html）に掲載する平成26年５月８日付ニュースリリースをご覧下さい。

（４）本対応方針に対する判断及びその理由

（２）に記載した当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みは、（２）に記載した通り、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための具体的方策であり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものと判断しております。

また、（３）に記載した本対応方針も、（３）に記載した通り、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるために導入されたものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものと判断しております。特に、本対応方針は、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、対抗措置の発動又は不発動の判断の際には取締役会はこれに必ず諮問することとなっていること、必要に応じて対抗措置発動の可否について株主総会に諮ることとなっていること、本対応方針の有効期間は３年であり、その継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

連結貸借対照表

（平成27年3月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	62,994	流動負債	41,188
現金及び預金	9,008	支払手形及び買掛金	14,034
受取手形及び売掛金	31,616	短期借入金	17,497
有価証券	4,899	1年内償還予定の社債	180
商品及び製品	7,793	リース債務	13
仕掛品	2,554	未払金	3,570
原材料及び貯蔵品	5,792	未払費用	1,893
繰延税金資産	661	未払法人税等	1,136
その他	781	未払消費税等	635
貸倒引当金	△112	賞与引当金	1,075
		製品保証引当金	7
		その他	1,145
固定資産	46,847	固定負債	17,610
有形固定資産	31,486	社債	2,220
建物及び構築物	15,799	長期借入金	2,184
機械装置及び運搬具	4,928	リース債務	14
土地	10,012	繰延税金負債	2,761
リース資産	17	役員退職慰労引当金	338
建設仮勘定	186	環境対策引当金	155
その他	542	退職給付に係る負債	6,034
		長期預り保証金	3,355
無形固定資産	469	資産除去債務	157
		その他	388
		負債合計	58,799
		（純資産の部）	
投資その他の資産	14,891	株主資本	41,084
投資有価証券	12,348	資本金	3,300
繰延税金資産	748	資本剰余金	5,147
退職給付に関わる資産	394	利益剰余金	32,640
その他	1,646	自己株式	△3
貸倒引当金	△246	その他の包括利益累計額	4,069
		その他有価証券評価差額金	3,760
		為替換算調整勘定	1,069
		退職給付に係る調整累計額	△760
		少数株主持分	5,888
		純資産合計	51,042
資産合計	109,841	負債純資産合計	109,841

連結損益計算書

（平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目		金額
売上高		100,188
売上原価		82,963
売上総利益		**17,224**
販売費及び一般管理費		12,329
営業利益		**4,895**
営業外収益		
受取利息	34	
受取配当金	221	
保険配当金	76	
為替差益	114	
負ののれん償却額	83	
持分法による投資利益	33	
その他	169	733
営業外費用		
支払利息	274	
その他	138	413
経常利益		**5,215**
特別利益		
固定資産売却益	180	
投資有価証券売却益	129	309
特別損失		
固定資産処分損	119	
貸倒引当金繰入額	0	
減損損失	46	
環境対策費	127	293
税金等調整前当期純利益		**5,231**
法人税、住民税及び事業税	1,822	
法人税等調整額	16	1,839
少数株主損益調整前当期純利益		**3,392**
少数株主利益		293
当期純利益		**3,098**

連結株主資本等変動計算書

（平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成26年4月1日 期首残高	3,300	5,041	29,445	△3	37,784
会計方針の変更による累積的影響額			567		567
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,300	5,041	30,013	△3	38,352
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△471		△471
当期純利益			3,098		3,098
在米子会社の米国会計基準に基づく剰余金の変動額		105			105
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	―	105	2,627	△0	2,732
平成27年3月31日 期末残高	3,300	5,147	32,640	△3	41,084

	その他の包括利益累計額				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
平成26年4月1日 期首残高	2,221	666	△840	2,047	5,424	45,257
会計方針の変更による累積的影響額					△21	546
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,221	666	△840	2,047	5,403	45,803
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△471
当期純利益						3,098
在米子会社の米国会計基準に基づく剰余金の変動額						105
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	1,538	403	79	2,021	485	2,506
連結会計年度中の変動額合計	1,538	403	79	2,021	485	5,239
平成27年3月31日 期末残高	3,760	1,069	△760	4,069	5,888	51,042

連結注記表

Ⅰ．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数　27社

主要な連結子会社の名称

イソライト工業㈱、㈱セラテクノ、帝国窯業㈱、
品川ゼネラルサービス㈱、品川ロコー㈱
品川開発㈱、品川化成㈱、品川ファインセラミックス㈱
瀋陽品川冶金材料有限公司、大石橋市品川栄源連鋳耐火材料有限公司
シナガワ リフラクトリーズ オーストラレイシア Pty. Ltd.
シナガワ リフラクトリーズ オーストラレイシア NZ Ltd.
PT シナガワ リフラクトリーズ インドネシア
シナガワ アドバンスト マテリアルズ アメリカズ Inc.
遼寧品川和豊冶金材料有限公司
㈱ITM、イソライト建材㈱、イソライト土地開発㈱　他９社

当社の連結子会社であった赤穂ゼネラルサービス株式会社は、平成26年４月１日付で、当社の連結子会社である品川企業株式会社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、第１四半期連結会計期間より、連結の範囲から除外しております。また、品川企業株式会社は、品川ゼネラルサービス株式会社に社名を変更しております。

当連結会計年度において、当社の連結子会社であるシナガワ リフラクトリーズ オーストラレイシア Pty. Ltd. が新たに設立したPT シナガワ リフラクトリーズ インドネシアを連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用関連会社の数　３社

持分法適用関連会社の名称

イソライト　ファンシン（タイワン）Co. Ltd.
ＩＴＭ－ＵＮＩＦＲＡＸ株式会社　他１社

(2) 持分法を適用していない関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法適用の関連会社は全て決算日が12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては同決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち瀋陽品川冶金材料有限公司、大石橋市品川栄源連鋳耐火材料有限公司、シナガワ リフラクトリーズ オーストラレイシア Pty. Ltd.、シナガワ リフラクトリーズ オーストラレイシア NZ Ltd.、PT シナガワ リフラクトリーズ インドネシア、シナガワ アドバンスト マテリアルズ アメリカズ Inc.、遼寧品川和豊冶金材料有限公司及び他７社の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては同決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券　時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

②デリバティブ　時価法

③たな卸資産

評価基準は主として原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品及び製品については主として先入先出法、仕掛品、原材料及び貯蔵品については、主として移動平均法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

（当社及び国内連結子会社）

建物の一部、当社の岡山塩基性煉瓦プラント及び日生ＣＣパウダープラント、築炉事業部各事業所及び赤穂製造部の一部、並びに一部の国内子会社については定額法、その他については定率法によっております。

なお、耐用年数については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

（在外連結子会社）

定額法によっております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

鉱業権については生産高比例法、その他については定額法によっております。

なお、耐用年数については、主として法人税法に規定する方法と同一

の基準によっております。
ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産はリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年３月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

④投資その他の資産
長期前払費用について、定額法によっております。なお、耐用年数については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(3) 繰延資産の処理方法

①社債発行費
支出時に全額費用として処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金
売掛金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金
従業員等に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

③製品保証引当金
製品のメンテナンス及び交換に伴う支出に備えるため、当連結会計年度末における支出見込額を計上しております。

④役員退職慰労引当金
役員及び執行役員の退職一時金支払に備えるため、役員退職金支給内規に基づく当連結会計年度末要支給額の総額を計上しております。

⑤環境対策引当金
環境対策を目的とした支出に備えるため、今後発生すると見込まれる額を計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっており

ます。

②数理計算上の差異、過去勤務費用及び会計基準変更時差異の費用処理方法

会計基準変更時差異（6,431百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。

過去勤務費用については、発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11～15年、ただしイソライト工業㈱は5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については、工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）によっており、その他の工事については、工事完成基準によっております。

(7) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債、収益及び費用は、在外子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における少数株主持分及び為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(8) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理によっております。また、為替予約取引については、振当処理の要件を満たしている場合は、振当処理によっております。またそれぞれの手段において特例処理または振当処理の要件を満たさない場合は、繰延ヘッジ処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ取引、為替予約取引

ヘッジ対象：借入金利息、外貨建金銭債権債務、外貨建予約取引

③ヘッジ方針

金利変動による支払金利の増加リスクの減殺、為替相場変動によるリスクの回避等の目的で行っております。

④ヘッジ有効性評価の方法

それぞれの手段において特例処理及び振当処理の要件を満たしている場合は、有効性の評価は省略しております。また、繰延ヘッジ処理を採用している場合も、ヘッジ手段及びヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ行為の開始時及びその後も継続して相場変動またはキャッシュ・フロー変動を完全に相殺すると想定することができるため、有効性の評価は省略しております。

(9) のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれんは、発生日以後投資効果の持続する期間（5年及び10年）で均等償却しております。また、平成22年3月以前に発生した負ののれんは、投資効果の持続する期間（5年）に応じて均等償却しております。

(10) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

Ⅱ．会計方針の変更に関する注記

1. 退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を退職給付の見込支払日までの平均期間に応じた単一割引率を使用する方法から、退職給付の支払見込期間毎に設定された複数の割引率（イールドカーブ）を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債と繰延税金資産がそれぞれ848百万円、302百万円減少し、少数株主持分が21百万円減少しております。また、利益剰余金が567百万円増加しております。当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響は軽微であります。

なお、当連結会計年度の1株当たり純資産額は6.02円増加しております。

Ⅲ．連結貸借対照表に関する注記

1. 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てております。

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

現金及び預金	100 百万円
建物及び構築物	4,652
土地	972
投資有価証券	236
計	5,961

上記に対する債務

短期借入金	190 百万円
長期借入金（１年内返済予定額含む）	929
長期預り保証金（１年内返済予定額含む）	3,114
計	4,233

3. 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	81,103 百万円

4. 国庫補助金により有形固定資産の取得価額から直接減額した累計額

国庫補助金受入による有形固定資産の圧縮記帳累計額	48 百万円

5. 偶発債務

(1) 保証債務

関係会社の金融機関からの借入に対する債務保証（根保証）	
フォスター エンジニアリング プライベート Ltd.	218 百万円

(2) 受取手形裏書譲渡高

受取手形裏書譲渡高	100 百万円

Ⅳ．連結損益計算書に関する注記

1. 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てております。

2. 減損損失の内容

当連結会計年度において当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

減損損失を把握するにあたっては事業別を基本とし、事業所別の製品群を単位に資産をグルーピングし、それぞれ独立したキャッシュ・フローを生み出す単位として位置づけました。なお、賃貸等不動産及び遊休資産については、個々の物件を単位としております。

当連結会計年度におきまして、日生製造部ならびに連結子会社の㈱セラ

テクノにおいて使用見込みのない建物について、残存帳簿価額を減損損失として計上いたしました。
赤穂製造部、岡山製造部、ならびに共用施設（保養所）の土地の一部については、地価が下落したため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上いたしました。

減損損失の内訳

対象と所在地	用途	種類	減損損失（百万円）
西日本工場赤穂製造部（兵庫県赤穂市）	遊休地	土地	1
西日本工場日生製造部（岡山県備前市）	定形耐火物製造	建物	6
西日本工場岡山製造部（岡山県備前市）	遊休地	土地	0
共用施設（新潟県妙高市）	保養所	土地	27
㈱セラテクノ（兵庫県明石市）	社宅	建物	10
－	－	合計	46

当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるものについては、回収可能価額を零として評価しております。正味売却価額により回収可能価額を測定するものについては、固定資産税評価額により評価しております。

Ⅴ．連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	94,293千株	－千株	－千株	94,293千株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	14千株	1千株	－千株	15千株

（注）自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決　議	株式の種　類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	235	2.5	平成26年3月31日	平成26年6月30日
平成26年11月5日 取締役会	普通株式	235	2.5	平成26年9月30日	平成26年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種　類	配当の原　資	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効　力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	利　益剰余金	329	3.5	平成27年3月31日	平成27年6月29日

Ⅵ．金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規定に沿ってリスク低減を図っております。また、有価証券及び投資有価証券は主に債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況等の把握を行っております。借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは取引管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額（*1）	時価（*1）	差　額
（1）現金及び預金	9,008	9,008	－
（2）受取手形及び売掛金（*2）	31,504	31,504	－
（3）有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	16,837	16,837	－
（4）支払手形及び買掛金	(14,034)	(14,034)	－
（5）短期借入金	(15,977)	(15,977)	－
（6）社債	(2,400)	(2,392)	7
（7）長期借入金	(3,704)	(3,719)	△15

（*1）負債に計上されているものについては、（）で示しております。

（*2）受取手形及び売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、並びに (5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

なお、連結貸借対照表の短期借入金には、一年内返済予定の長期借入金が含まれておりますが、これは (5) 短期借入金には含めず (7) 長期借入金に含めて表示しております。

(6) 社債

当社グループで発行している社債の時価は、市場価格がないため、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(7) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

なお、連結貸借対照表の長期借入金には、一年内返済予定の長期借入金が含まれておりませんが、これについては (7) 長期借入金に含めて表示しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

(単位：百万円)

区　　分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	409

Ⅶ. 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のマンション、ショッピングセンター用施設、倉庫（土地を含む。）を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額及び時価については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時　　価
11,154	23,404

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。ただし、第三者からの取得時や直近の評価時点から、評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

Ⅷ. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	478円95銭
1株当たり当期純利益	32円87銭

Ⅸ. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

（平成27年3月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	42,055	流動負債	28,162
現金及び預金	3,933	支払手形	917
受取手形	1,579	買掛金	9,202
売掛金	20,476	短期借入金	10,930
有価証券	4,899	1年内返済予定の長期借入金	490
商品及び製品	4,349	リース債務	4
仕掛品	1,604	未払金	3,258
半成工事	104	未払費用	913
原材料及び貯蔵品	2,965	未払法人税等	858
前払費用	64	未払消費税等	346
未収入金	1,415	前受金	131
関係会社短期貸付金	320	賞与引当金	527
繰延税金資産	300	その他	583
その他	42	固定負債	12,638
貸倒引当金	△2	社債	2,000
		長期借入金	530
		リース債務	6
固定資産	38,381	繰延税金負債	2,332
有形固定資産	20,318	退職給付引当金	4,119
建物	11,249	役員退職慰労引当金	261
構築物	485	環境対策引当金	46
機械及び装置	2,018	長期預り保証金	3,164
車輌運搬具	33	資産除去債務	157
工具、器具及び備品	126	その他	19
原料地及び山林	166	負債合計	40,800
土地	6,109	（純資産の部）	
リース資産	0	株主資本	35,973
建設仮勘定	129	資本金	3,300
		資本剰余金	5,041
無形固定資産	82	資本準備金	635
ソフトウエア	53	その他資本剰余金	4,405
その他	28	利益剰余金	27,635
		利益準備金	825
投資その他の資産	17,980	その他利益剰余金	26,810
投資有価証券	10,831	固定資産圧縮積立金	2,293
関係会社株式	5,024	別途積立金	5,000
関係会社出資金	1,832	繰越利益剰余金	19,517
関係会社長期貸付金	1,137	自己株式	△3
その他	407	評価・換算差額等	3,662
貸倒引当金	△1,252	その他有価証券評価差額金	3,662
		純資産合計	39,636
資産合計	80,437	負債純資産合計	80,437

損益計算書

（平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		66,262
売上原価		56,533
売上総利益		9,728
販売費及び一般管理費		6,467
営業利益		3,261
営業外収益		
受取利息	11	
有価証券利息	2	
受取配当金	524	
保険配当金	75	
為替差益	70	
負ののれん償却額	65	
その他	28	777
営業外費用		
支払利息	101	
社債利息	19	
その他	47	167
経常利益		3,870
特別利益		
固定資産売却益	178	
投資有価証券売却益	129	307
特別損失		
固定資産処分損	108	
貸倒引当金繰入額	0	
減損損失	36	
環境対策費	12	
関係会社事業損失	160	317
税引前当期純利益		3,859
法人税、住民税及び事業税	1,369	
法人税等調整額	△124	1,244
当期純利益		2,615

株主資本等変動計算書

（平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金		
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
平成26年4月1日　期首残高	3,300	635	4,405	825	2,232	5,000	16,840
会計方針の変更による累積的影響額							593
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,300	635	4,405	825	2,232	5,000	17,433
事業年度中の変動額							
固定資産圧縮積立金の積立					90		△ 90
固定資産圧縮積立金の取崩					△ 29		29
剰余金の配当							△ 471
当期純利益							2,615
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	61	－	2,083
平成27年3月31日　期末残高	3,300	635	4,405	825	2,293	5,000	19,517

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成25年4月1日　期首残高	△ 3	33,236	2,160	2,160	35,396
会計方針の変更による累積的影響額		593			593
会計方針の変更を反映した当期首残高	△ 3	33,829	2,160	2,160	35,990
事業年度中の変動額					
固定資産圧縮積立金の積立		－			－
固定資産圧縮積立金の取崩		－			－
剰余金の配当		△ 471			△ 471
当期純利益		2,615			2,615
自己株式の取得	△ 0	△ 0			△ 0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			1,502	1,502	1,502
事業年度中の変動額合計	△ 0	2,144	1,502	1,502	3,646
平成26年3月31日　期末残高	△ 3	35,973	3,662	3,662	39,636

個別注記表

Ⅰ．重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式 ……移動平均法による原価法

その他有価証券　時価のあるもの ……期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの ……移動平均法による原価法

(2) デリバティブ　時価法

(3) たな卸資産

評価基準は原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品及び製品については先入先出法、半成工事については主として個別法、仕掛品、原材料及び貯蔵品については、主として移動平均法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物の一部、岡山塩基性煉瓦プラント及び日生ＣＣパウダープラント、並びに築炉事業部各事業所及び赤穂製造部の一部については定額法、その他については定率法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産はリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年３月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(4) 投資その他の資産

長期前払費用について、定額法によっております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

3. 繰延資産の処理方法

(1) 社債発行費

支出時に全額費用として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員等に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異、過去勤務費用及び会計基準変更時差異の費用処理方法

会計基準変更時差異（6,250百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。

過去勤務費用については、発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11～15年）による定額法によりそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職一時金支払に備えるため、役員退職金支給内規に基づく当事業年度末要支給額の総額を計上しております。

(5) 環境対策引当金

環境対策を目的とした支出に備えるため、今後発生すると見込まれる額を計上しております。

(6) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業の損失に備えるため、関係会社の資産内容等を勘案し、当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については、工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）によっており、その他の工事については、工事完成基準によっております。

6. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引については、金利スワップの特例処理の要件を満たすため特例処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ取引

ヘッジ対象：借入金利息

(3) ヘッジ方針

金利スワップ取引は、金利変動による支払金利の増加リスクを減殺する目的で行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため有効性の評価は省略しております。

8. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用及び会計基準変更時差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(3) 負ののれんの償却方法

平成22年3月以前に発生した負ののれんは、投資効果の持続する期間（5年）に応じて均等償却しております。

Ⅱ．会計方針の変更に関する注記

1. 退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を退職給付の見込支払日までの平均期間に応じた単一割引率を使用する方法から、退職給付の支払見込期間毎に設定された複数の割引率（イールドカーブ）を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金と繰延税金資産がそれぞれ922百万円、328百万円減少しております。また、利益剰余金が593百万円増加しております。当事業年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響は軽微であります。

なお、当事業年度の1株当たり純資産額は6.30円増加しております。

Ⅲ．貸借対照表に関する注記

1. 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てております。

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建物	4,244百万円
構築物	123
土地	265
投資有価証券	236
計	4,870

上記に対する債務

長期借入金（1年内返済予定額含む）	100百万円
長期預り保証金（1年内返済予定額含む）	3,114
計	3,214

3. 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	41,893百万円

4. 国庫補助金により有形固定資産の取得価額から直接減額した累計額

国庫補助金受入れによる有形固定資産の圧縮記帳累計額	48百万円

5. 偶発債務

(1) 下記会社の金融機関等からの借入債務につき、保証を行っております。

シナガワ リフラクトリーズ オーストラレイシア Pty.Ltd.	460百万円	
大石橋市品川栄源連鋳耐火材料有限公司	244	(うち174百万円は根保証)
遼寧品川和豊冶金材料有限公司	29	(うち29百万円は根保証)
シナガワ アドバンスト マテリアルズ アメリカズ Inc.	36	(うち36百万円は根保証)
計	769	(うち239百万円は根保証)

6. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	11,073百万円
長期金銭債権	1,137
短期金銭債務	1,384

Ⅳ. 損益計算書に関する注記

1. 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てております。

2. 関係会社との取引高

売上高	37,279百万円
仕入高	7,453
営業取引以外の取引高	360

3. 減損損失の内容

当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

減損損失を把握するにあたっては事業別を基本とし、事業所別の製品群を単位に資産をグルーピングし、それぞれ独立したキャッシュ・フローを生み出す単位として位置づけました。なお、賃貸等不動産及び遊休資産については、個々の物件を単位としております。
当事業年度におきまして、日生製造部において使用見込みのない建物について、残存帳簿価額を減損損失として計上いたしました。
赤穂製造部、岡山製造部ならびに共用施設（保養所）の土地の一部については、地価が下落したため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上いたしました。

減損損失の内訳

対象と所在地	用途	種類	減損損失（百万円）
西日本工場赤穂製造部（兵庫県赤穂市）	遊休地	土地	1
西日本工場日生製造部（岡山県備前市）	定形耐火物製造	建物	6
西日本工場岡山製造部（岡山県備前市）	遊休地	土地	0
共用施設（新潟県妙高市）	保養所	土地	27
－	－	合計	36

当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるものについては、回収可能価額を零として評価しております。正味売却価額により回収可能価額を測定するものについては、固定資産税評価額により評価しております。

4. 関係会社事業損失の内訳

貸倒引当金繰入額	261百万円
関係会社事業損失引当金戻入額	△100
計	160

Ⅴ．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び総数

普通株式　15千株

Ⅵ. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
貸倒引当金	368	百万円
賞与引当金	199	
役員退職慰労引当金	84	
退職給付引当金	1,332	
減損損失	172	
関係会社株式評価損	780	
関係会社出資金評価損	56	
会員権評価損	55	
未払事業税	68	
その他	167	
繰延税金資産小計	3,288	
評価性引当額	△ 1,382	
繰延税金資産合計	1,906	
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	△ 1,098	百万円
その他有価証券評価差額金	△ 1,750	
企業結合に伴う土地の時価評価差額	△ 1,075	
その他	△ 14	
繰延税金負債合計	△ 3,937	
繰延税金負債の純額	△ 2,032	百万円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.6%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.3%となります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）は214百万円、法人税等調整額が36百万円それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金が178百万円増加しています。

Ⅶ. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

Ⅷ. 関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
その他の関係会社	ＪＦＥスチール株式会社	（被所有）直接 33.8%	築炉工事の納入先・当社製品の販売先	築炉工事の納入・当社製品の販売（注）	36,263	売掛金	8,852

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

Ⅸ. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	420円42銭
1株当たり当期純利益	27円75銭

Ⅹ. 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、連結配当規制適用会社であります。

Ⅺ. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成27年5月8日

品川リフラクトリーズ株式会社
取　締　役　会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　小　林　茂　夫　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　紙　本　竜　吾　㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、品川リフラクトリーズ株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、品川リフラクトリーズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

独立監査人の監査報告書

平成27年5月8日

品川リフラクトリーズ株式会社
取　締　役　会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　小　林　茂　夫　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　紙　本　竜　吾　㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、品川リフラクトリーズ株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第181期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない

以　上

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日までの第１８１期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室及びその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第１００条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第１１８条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、定期的に事業の報告を求めるとともに、必要に応じて子会社に赴き業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況についての報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制」（会社計算規則第１３１条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成１７年１０月２８日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書、並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討をいたしました。

2.　監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び有限責任あずさ監査法人から受けております。

四　事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第１１８条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成２７年５月８日

品川リフラクトリーズ株式会社　監査役会

常勤監査役　小　山　恵一郎　㊞

常勤監査役　箱　根　直　意　㊞

社外監査役　豊　泉　貫太郎　㊞

社外監査役　佐　藤　正　典　㊞